

ふるさとくまもと応援寄附金
(NPO等支援分)
制度概要及び応募方法について

熊本県 男女参画・協働推進課

1 制度の概要

目的

熊本県を将来にわたって持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて公益的な活動を行うNPO等の取組を支援し、それぞれの団体の更なる発展を促進すること。

現状(課題)
資金面での不安



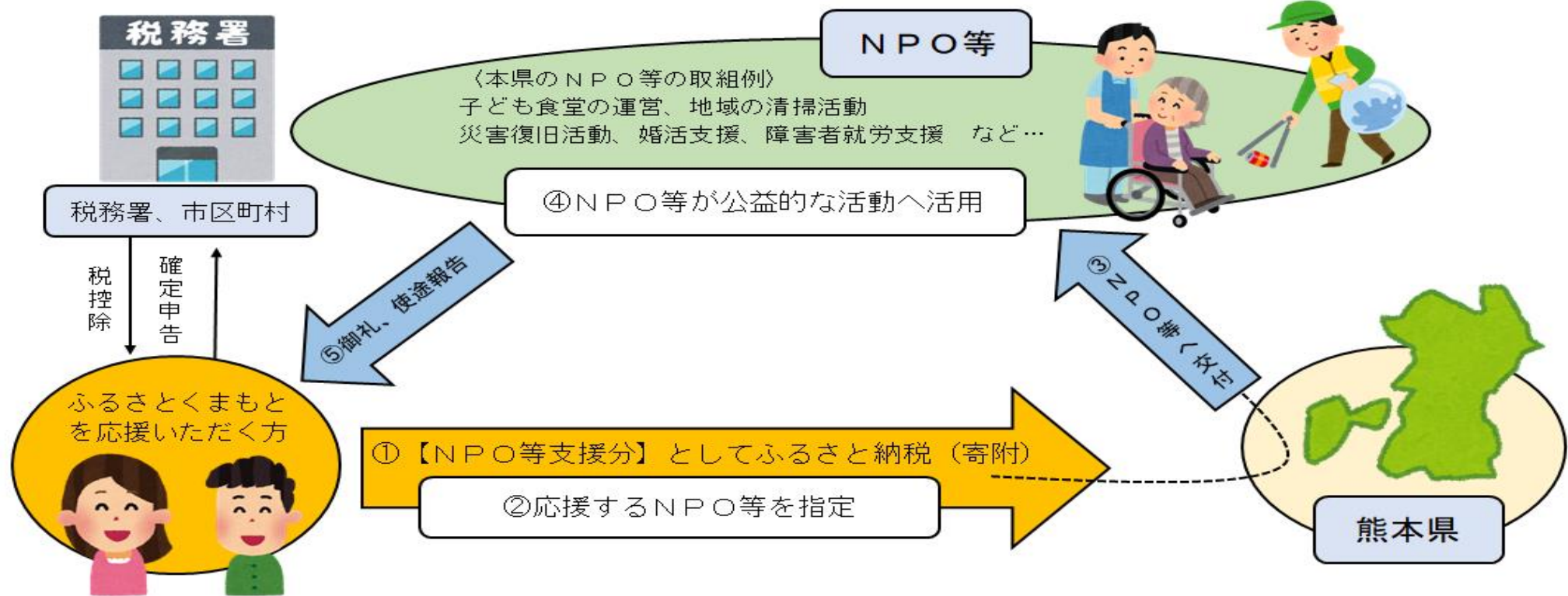
〈新しく制度を創設〉

**ふるさとくまもと応援寄附金(ふるさと納税)
を活用した資金調達の仕組み**

～ふるさとくまもと応援寄附金(NPO等支援分)を活用することのメリット～

- ・税制面などで寄附者のメリットが大きいため、寄附が集まりやすい。
- ・県の支援を得て寄附金募集を行うことができる。
- ・寄附金受領証明書発行等の手続きを県が行うため、寄附金に関する事務を省力化できる。
- ・返礼品については、県が直接寄附者へ送付するため、手間を省略できる。

2 制度の仕組み



- 寄附者が寄附申込をする際、寄附金の使途を「NPO等支援分」とし、特に応援したいNPO等を自ら指定した上で寄附をすると、県から指定されたNPO等へ寄附額の1/2を交付します。
- 支援の対象となるNPO等は事前登録制です。登録を希望するNPO等は、県へ団体登録申請書等を提出し、県の審査を受ける必要があります。

3 応募要件

➤ 団体要件

NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等

- ① 法人格を有していること
- ② 県内に事務所を置くことを定款又は規約で定めており、総会や理事会により団体の意思決定を行っていること。
- ③ 事業活動及び決算その他の財務の状況を自らのホームページ、くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働センターウェブサイト又は日本財団が提供する公益事業コミュニティサイトCANPANで公開している等、情報を広く開示していること。
- ④ 10人以上の構成員で組織された団体であること。
- ⑤ 特定非営利活動促進法別表（※1）に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体であること（特定非営利活動法人にあっては、同法で定めるところにより事業報告書等の必要書類を所轄庁へ提出していること）。
- ⑥ 法人または法人の役員等が暴力団又は暴力団、若しくは、その構成員、若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

3 応募要件（続き）

➤活動要件

- ① 次に掲げるいずれかの活動を行っていること。
 - (ア) 熊本県の施策と整合する活動を行っていること。
 - (イ) 熊本県又は県内市町村との協働の実績を有すること。
- ② 県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること。また、構成員のうち、県内に在住し、活動する者が1人以上いること。
- ③ 継続的な活動が見込まれること。
- ④ 法令違反、公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- ⑤ 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (ウ) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

熊本県の施策…県の基本的な運営方針

協働の実績…計画段階への参画、事業協定、実行委員会・協議会、共催、協働型委託、補助、後援、物的支援（公の財産の使用等）

4 寄附金の交付

寄附者がNPO等を指定して寄附をした場合、NPO等へ寄附額の1/2が交付されます。実際の交付額は、毎年12月末現在の寄附額を上限とし、それと交付対象経費の実費額とを比較して少ない方となります。

▶対象事業

NPO等が実施する特定非営利活動促進法別表に掲げる活動における事業その他公益的な活動における事業であって次のいずれにも該当するもの。

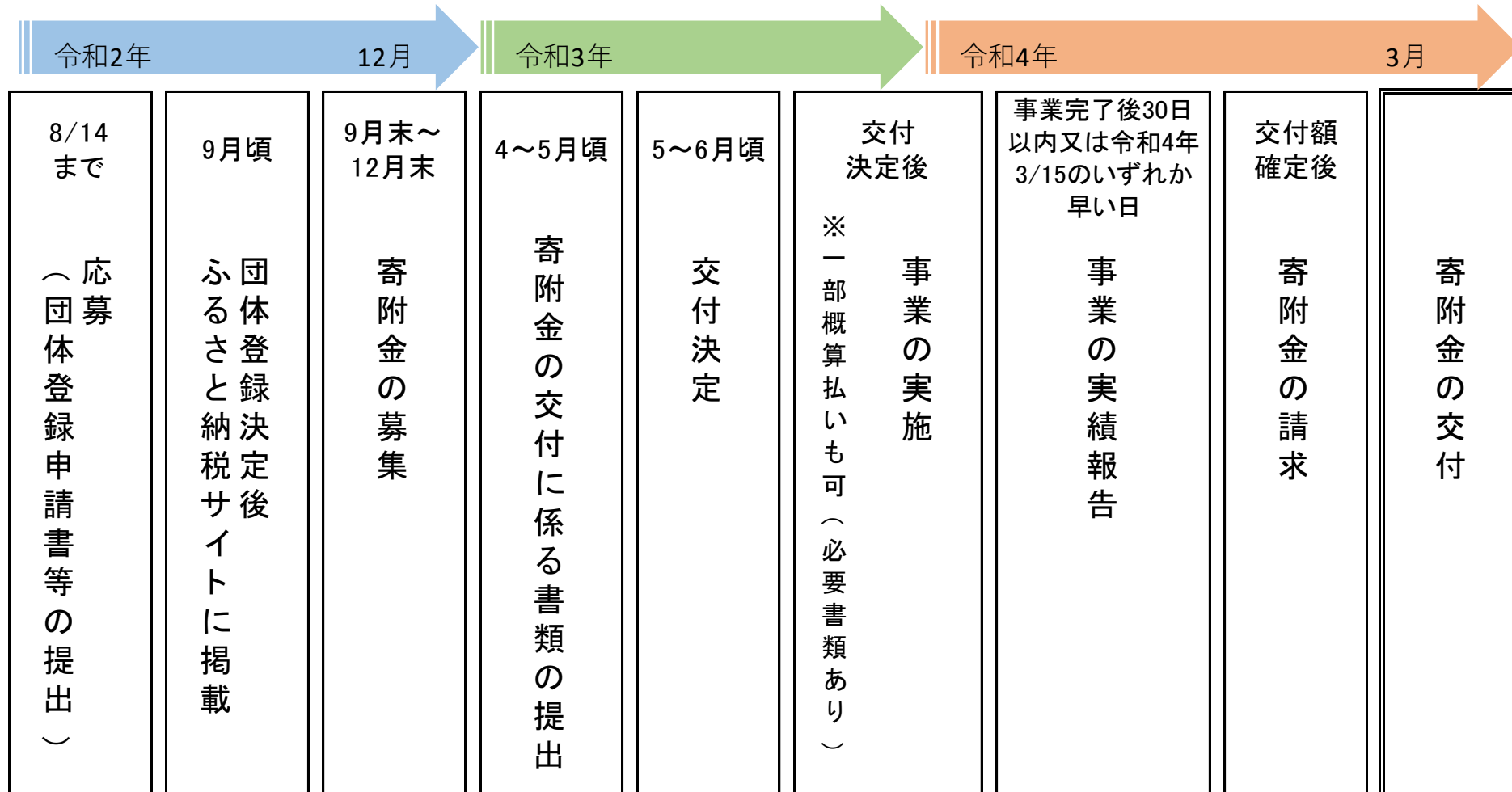
- ア 県民の便益につながる事業
- イ 構成員のみを対象とする事業でないこと
- ウ 宗教的、政治的活動のための事業でないこと

▶対象経費

交付対象事業の実施に係る経費のうち、法人運営上の経常的な経費（管理費）を除く経費。

〈例〉 消耗品及び備品の購入費、施設や設備の設置又は修繕費、
講演会開催に係る会場使用料や講師への謝金及び旅費 etc…

5 応募から寄附金交付までの流れ（予定）



6 応募書類

- ① 熊本県ふるさとくまもと応援寄附金「被支援NPO等」登録申請書（別記第1号様式、別記第2号様式）
- ② 定款又は規約
- ③ 誓約書（別記第3号様式）
- ④ 直近3ヵ年の事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの（法人設立3年未満の法人については法人設立後からのもの）
- ⑤ 総会や理事会等において意思決定が行われていることが確認できる資料（議事録等）
- ⑥ 役員名簿（氏名、生年月日、住所記載）
- ⑦ 構成員10人以上の名簿（氏名、住所記載）
- ⑧ 登記事項証明書
- ⑨ その他知事が必要と認める書類
- ⑩ （※希望する場合のみ）独自返礼品申請書

7 応募方法

- 応募受付〆切 令和2年8月14日（金）まで（必着）
- 応募書類一式を以下まで郵送

【郵送先】

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県男女参画・協働推進課 ふるさとくまもと応援寄附金 係

※持参による提出は、新型コロナウイルス感染症予防の観点より、原則として受付けておりません。

(※ 1) 特定非営利活動促進法別表

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動